

創業外国人材受入促進のための在留資格の特例

外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）の拡充

規制改革の内容

特例措置前

創業のため入国するには、入国時に、
・事業所の確保
・2人以上の常勤職員 又は
500万円以上の出資金等
の要件確認が必要

特例措置

自治体が、事業計画を認めれば、入国時の
要件確認を、6月間猶予

効果

外国人起業家等の受入れ促進

【加賀市提案】

銀行口座、住居、事業所を前提に、
2年間を上限とし、6月間の単位で更新
を可能とする

【つくば市提案】

2年間に緩和

規制改革の概要

海外

日本で
創業！

創業希望
外国人

【創業を希望する外国人】
自治体に事業計画を
提出、確認

入国(上陸)審査

【通常求められる要件】

- 事業所の確保
- 2人以上の常勤職員
or 500万円以上の出資金等

【仙台市提案】

大学の卒業生を対象に、
要件の撤廃又は
「1名以上の常勤職員」or
「120万円以上の出資金」に緩和

6月以内に
満たせばよい！

特例

上陸
許可
(6月)

創業活動

在留審査（期間更新）

要件確認

在留継続

6月

※【つくば市提案】市内の外国人研究者が創業等を行う場合の資格外活動許可を不要とする。